

1 計画の策定体制

本計画は、「一宮市障害者基本計画策定委員会」における審議・検討を経て策定しました。また、団体・事業所に対するアンケート調査の実施、パブリックコメントの実施により、市民の意見聴取に努めました。

2 計画の策定経過

年月日	内容
平成 27 年 6月 30 日	第1回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・第2次一宮市障害者基本計画の策定について ・団体・事業所に対するアンケートの実施について ・策定スケジュールについて
7月1日～ 7月24日	障害福祉サービス事業所へのアンケート調査(回収:42 事業所)
7月1日～ 7月31日	障害者団体へのアンケート調査(回収:11 団体)
8月7日	第2次一宮市障害者基本計画検討委員会 ・第2次一宮市障害者基本計画の策定について ・現行計画の施策・事業の評価の確認について ・今後の予定について
8月31日	第2回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・現行計画の評価について ・団体・事業所に対するアンケート調査結果 ・計画骨子案について ・障害の表記について
11月10日	第3回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・計画素案について
12月17日	第4回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・計画素案(最終案)について ・パブリックコメントの実施について

年月日	内容
12月25日～ 平成28年1月25日	パブリックコメント実施
平成28年 2月12日	第5回 第2次一宮市障害者基本計画策定委員会 ・計画原案について ・パブリックコメントの実施結果について

3 一宮市障害者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく一宮市障害者基本計画を策定するため、一宮市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市障害者基本計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関の代表、関係団体の代表、当事者、及び公募した市民とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から同年度末とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉こども部福祉課で行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に

諮って決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、市長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、市長又は市の職員が議長を務める。
- 3 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱（平成18年5月29日施行）を廃止する。

4 策定委員名簿

氏名	所属団体等	備考
内山 治夫	中京大学/日本福祉大学非常勤講師	会長
野田 正文	修文大学短期大学部特任教授	副会長
脇田 久	一宮市医師会理事	
今岡 勢喜	一宮市歯科医師会副会長	
近藤 靖子	一宮市薬剤師会副会長	
花谷 昌章	一宮市議会福祉健康委員会委員長	
澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所所長	
田中 清美	愛知県一宮児童相談センター長	
額 尚良	一宮市教育文化部学校教育課指導主事	
古田 繁弘	一宮公共職業安定所長	
平山 孝志	株式会社壺番屋人事総務部長	
河村 正夫	一宮市社会福祉協議会会長	
櫻井 征夫	一宮市民生児童委員協議会会長	
山田 健治	愛知県一宮警察署生活安全課課長	
井野 昭	愛知県弁護士会一宮支部弁護士	
鎌田 傳夫	一宮市身体障害者福祉協会会長	
吉田 富貴子	一宮東特別支援学校保護者会代表	
河西 光久	障害福祉サービス利用者	
北川 登	樫の木福祉会理事長	
浅井 恵美子	市民公募委員	
平田 博子	市民公募委員	
祖父江 康平	市民公募委員	

5 第2次一宮市障害者基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条に基づく一宮市障害者基本計画を策定するため、第2次一宮市障害者基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者基本計画に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に座長を置き、座長は、一宮市福祉子ども部福祉課長が務めるものとする。
- 3 座長は、委員会を総括する。

(会議等)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(一宮市障害者基本計画策定委員会との連携)

第6条 委員会は、次のとおり一宮市障害者基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)との連携を保つものとする。

- (1) 第2条に規定する所掌事項について、具体的事例に対処した場合において、その結果又は途中経過を策定委員会に報告すること。
- (2) 広く策定委員会の委員の意見を求めること。
- 2 前項第1号の報告について、策定委員会の会議を開催する暇がないときその他やむを得ないときは、当該会議の開催に代えて書面により報告することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉子ども部福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年7月2日から施行する。
- 2 一宮市障害者基本計画等策定に係る庁内検討委員会設置要綱(平成18年9月25日施行)は廃止する。

別表（第3条関係）

企画部	秘書広報課副主監、企画政策課副主監、人事課副主監、地域ふれあい課副主監
総務部	行政課（危機管理室）副主監、契約課副主監
市民健康部	保険年金課副主監、健康づくり課副主監
福祉こども部	福祉課副主監、高年福祉課副主監、介護保険課副主監、子育て支援課副主監、保育課副主監、いずみ学園副主監
経済部	経済振興課副主監
建設部	まちづくり課副主監、建築住宅課副主監
教育文化部	学校教育課副主監、生涯学習課副主監、スポーツ課副主監
その他	社会福祉協議会主監

6 用語解説

か 行

【基幹相談支援センター】

平成22年12月の障害者自立支援法の改正によって創設された、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に担うセンター。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言や、地域の相談支援事業者間の連絡調整などを行う。

【グループホーム】

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。

【ケアマネジメント】

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

【権利擁護】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように支援すること。

【高次脳機能障害】

脳の損傷により生じる認知機能の障害のこと。交通事故等による頭部外傷や脳血管障害（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障害や注意障害、感情障害などの様々な症状があらわれる。

さ 行

【社会的障壁】

障害のある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考えに基づく、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度。

【障害者虐待】

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待のことを言い、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置・放任、経済的虐待の5つの類型に分けられる。

【障害者権利条約】

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障害者保護への取組みを求めている。わが国では「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に寄託され、これにより、平成26年2月19日にわが国において効力を生ずることとなった。

【障害者雇用促進法(障害者の雇用の促進等に関する法律)】

身体障害のある人または知的障害のある人がその能力に適合する職業に就くことなどを通じて、自立、職業の安定を図ることを目的とする法律。平成28年4月から施行される改正法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供義務を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとなっている。

【障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)】

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律。

【障害者週間】

12月3日（国際障害者デー）から12月9日（障害者の日）までの1週間とされている。平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。

【障害者自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置され、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議などを行う組織。

【障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)】

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の基本理念等が改正され、平成25年4月1日より施行されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。障害者基本法の一部改正を踏まえて目的規定が改正され、基本理念が創設されるとともに、障害者の定義への難病等の追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの内容が盛り込まれている。

【成年後見制度】

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。

た 行

【点字投票】

視覚障害のある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のこと。

【特別支援教育】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【特別支援教育コーディネーター】

小・中学校又は特別支援学校等において関係機関との連携協力の体制整備を図るために、各学校において、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う人のこと。

は 行

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

【ピアカウンセリング】

当事者相談ともいう。障害のある人自身がカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援のこと。

【福祉避難所】

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害のある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

【法定雇用率】

常用労働者数 50 人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値のこと。企業では 2.0%、官公庁では 2.3%を超えるよう定められている。

ら 行

【療育】

障害のある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障害のある子どもやその家族に相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。